

## 第 8 1 5 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和 6 年 9 月 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
2. 閉会の日時 令和 6 年 9 月 9 日 (月) 午後 2 時 3 0 分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館 4 階 第一研修室
  
4. 出席した委員 (番号 1 から 1 4) 及び推進委員 (番号 1 5 から 2 0) の氏名

1	立崎 京子	2	佐々木 和枝	3	宮古 久光
4	川嶋 芳郎	5	古田 武信	6	門上 牧夫
7	種市 廣	8	浦田 秀人	9	浪岡 篤志
1 0	葛巻 広行	1 1	斗米 義一	1 2	新堂 友和
1 3	北澤 邦彦	1 4	千葉 準一	1 5	岩間 勝義
1 6	駒澤 慎	1 8	赤沼 成人	1 9	富田 和美
2 0	荒谷 涼香				
  
5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

1 7	沼山 英明
-----	-------
  
6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

○ 参 与 . . . 局 長	福田 康治
	次 長 山本 誠
	係 長 工藤 幸恵
○ 会議書記 . . . 主 事	赤坂 海渡
  
7. 議 案
  - 【議案第 1 号】 農地中間管理事業に係る農用地利用集積進計画の決定について
  - 【議案第 2 号】 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
  - 【議案第 3 号】 農地転用許可申請に係る意見について
  - 【議案第 4 号】 農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について

## 議事の概要

事務局

ただ今より、令和6年9月2日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第815回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全14名となっておりますので、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。また、推進委員につきましては、5名の出席で、沼山推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんにはご多忙のところ、第815回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。先月は猛暑に加え、立て続けに発生する台風など、農業被害が懸念されましたが、幸い、当市において被害の話は聞かれず、まずは一安心といったところかと思えます。また、最近の報道では、販売価格の高騰前の買い占めなのか、一部店頭から米が消えるという現象が起きているようであります。新米が出回るまでの一時的なものと思えますが、早期沈静化を願うばかりであります。

さて、8月最後に4日間にわたり開催しました、地域計画に係る集落座談会には、当市の認定農業者約250名のうち、85名の方が参加され、地域農業に対する意見を多数聞くことができました。これにより、当市の地域計画の進捗はひとつの区切りを迎えることができました。委員の皆さんのご協力に心より感謝申し上げます。大変お疲れ様でした。9月に入ったとは言えまだ残暑が続きますので、体調管理にはくれぐれもご留意いただき、今月も委員活動に励んでいただきますようお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長をお願いいたします。

会 長

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

議 長 ご異議なしと認め、2番 佐々木 和枝君、9番 浪岡 篤志君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることに  
ご異議ございませんか。

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

事務局長 それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに8月10日から9月9日までの主な業務についてご報告いたします。

8月23日に、令和6年度上十三地区農業委員会連絡協議会 会長・事務局長臨時会議が十和田市役所で開催されました。会長と私が出席しております。

8月26日から29日にかけて、令和6年度地域計画集落座談会として、塩釜・谷地頭・淋代の各集会所及び公会堂において開催しました。各地区の委員の皆さんに出席・支援していただきました。

8月30日に、令和6年度上十三地区農業委員会研修会及び農業委員会大会が六ヶ所村・スワニーで開催されました。委員の皆さん及び事務局で出席しております。

9月3日から4日にかけて、令和6年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が山形市で開催されまして、こちらには立崎職務代理者が出席しております。

9月5日に、第815回総会の議案検討会を開催しております。

9月9日本日、第815回総会の開催の運びとなっております。

次に、8月の事務処理状況についてご報告いたします。

まず、3条の案件が1件、有償による所有権の移動で、面積は10、703㎡でした。

次に、3条の3第1項、相続の届出は2件、面積は17、034

m<sup>2</sup>でした。

次に、転用につきまして、4条の案件が1件、面積は1,166 m<sup>2</sup>でした。

次に、貸借の解約は19件で、面積は148,543 m<sup>2</sup>でした。

解約の内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。以上、ここまでの合計は23件で、面積177,446 m<sup>2</sup>となっております。

次に基盤法ですが、まず、利用権設定等促進事業のうち所有権移転が1件、内容は田で、面積は6,057 m<sup>2</sup>でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が28件あり、内訳は、田が85,820 m<sup>2</sup>、畑が65,424 m<sup>2</sup>でした。

次に、現地調査につきまして、4件を実施しております。内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、9月10日から10月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

10月4日に、令和6年度第2回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議が十和田市役所で開催されます。こちらは会長と私が出席する予定です。

10月7日に、第816回総会の議案検討会を予定しております。

10月10日に、第816回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

今回、農地中間管理機構が絡む案件が多いため、なるべく分かりやすいよう、「2者解約」とか「3者解約」などの表現をいれております。

番号1から4頁の番号6まで、農地中間管理機構と同じ借人による2者解約で、解約理由は離農によるものです。農地はいずれも大字三沢字庭構に所在し、所有者は6件それぞれ異なります。内訳は、田2筆、畑7筆あり、面積にして合計19,891 m<sup>2</sup>について解約するものであります。

次に、5ページをお開き願います。

次の番号7及び番号8について、こちらも離農により、所有者と農地中間管理機構、及び農地中間管理機構と借人との、2件の契約について3者解約するもので、谷地頭の畑3筆、面積合計12,354 m<sup>2</sup>について解約するものであります。

次の番号9について、大字三沢字淋代平の田2筆、面積合計8,226㎡について、借人の変更のため、農地中間管理機構と借人の2者の貸借契約を解約するものであります。

次に、6ページをお開き願います。

次の番号10及び番号11について、貸借契約を使用貸借から賃貸借に変更するため、所有者と農地中間管理機構、及び農地中間管理機構と借人との、2件の契約について3者解約するもので、大字三沢字淋代平の田7筆、面積合計21,032㎡について解約するものであります。

次に、7ページをお開き願います。

次の番号12及び番号13について、圃場の不良により、所有者と農地中間管理機構、及び農地中間管理機構と借人との、2件の契約について3者解約するもので、大字三沢字戸崎の田2筆、面積合計5,939平米について解約するものであります。

次に、8ページをお開き願います。

次の番号14について、大字三沢字戸崎の畑2筆、面積合計7,444㎡について、圃場の不良により、農地中間管理機構と借人の2者の貸借契約を解約するものであります。

次の番号15及び番号16について、圃場の不良により、所有者と農地中間管理機構、及び農地中間管理機構と借人との、2件の契約について3者解約するもので、大字三沢字下夕沢の田2筆、畑1筆、面積合計12,448㎡について解約するものであります。

次に、9ページをお開き願います。

次の番号17及び番号18について、こちらも圃場の不良により、所有者と農地中間管理機構、及び農地中間管理機構と借人との、2件の契約について3者解約するもので、大字三沢字庭構の田1筆、面積3,065㎡について解約するものであります。

次の番号19について、大字三沢字園沢の田1筆、面積3,306㎡について、売買の手続きに移行するため、貸借契約を解約するものであります。

続いて10ページをお開き願います。

報告第3号農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会のあった4件につきまして、転用事実に係る現況調査を行っております。

まず番号1の3筆について、場所は、猫又地区、県道八戸野

辺地線と市道姉沼2号線との交差点から南東にそれぞれ約50mから600mの県道沿いに点在しております。これらは荒廃により農地への再生は困難として、令和元年9月11日の第753回総会において非農地判定しております。

次に、番号2の1筆、及び番号3の2筆について、こちらも猫又地区、県道と市道姉沼2号線との交差点から南西方向に約150mから300mほどに点在しており、先月の第814回総会において、いずれも荒廃により再生困難として非農地判定しております。

続いて10ページをご覧ください。

次に、番号4の1筆について、こちらは駒沢地区集会所から南南西約180mに位置しており、昭和63年2月22日に5条の転用許可を受け、現在、宅地となっていることから非農地と判定したものであります。いずれも現地においては、9月2日に千葉委員、新堂委員、川嶋委員、赤沼推進委員が調査を行っております。以上が、報告事項でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議長

議案第1号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

それでは12ページをお開き願います。

議案第1号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、一括方式の案件をご説明いたします。

番号1、字庭構の田1筆、面積1,325㎡を10年間の賃貸借権設定です。借受人は埼玉に本社がある法人となっておりますが、実際には三沢市内にある同法人の事業部により耕作されます。中間管理の手続き上、本社が借り受けることとなるため、こういった標記になっています。

また、耕作を行う市内にある事業部は認定農業者を取得しており、労働力等の問題もないと考えられます。

現地確認については、千葉委員、新堂委員、川嶋委員、赤沼推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長                   次に議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局                   それでは13ページをお開き願います。

議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は2件です。

番号1、字園沢の田1筆、面積3,306㎡を、総額〇〇万円で知人間の売買での申請です。譲受人は会社役員兼農家で、労働力は申請者含め2名です。場所は、三沢市立三沢小学校の東に位置し、周辺農地への影響はないと考えられます。

番号2、字猫又の畑1筆、面積380㎡を、総額〇〇〇万円で知人間の売買での申請です。譲受人は農家で、労働力は申請者含め3名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われれます。場所は、駒澤集会所から南に約180mに位置し、周辺農地への影響はないと考えられます。現地確認については、千葉委員、新堂委員、川嶋委員、赤沼推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長                   次に議案第3号農地転用許可申請に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局                   それでは14ページをお開きください。

議案第3号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。

今回は5条転用、1件の申請であります。議案第3号資料と合わせてご覧ください。

番号1番対象となる土地は、猫又の畑、1筆の216㎡です。

場所は、駒沢集会所から南へ300mに位置し、周辺は、住宅が建ち並ぶ地域であります。譲受人及び譲渡人は記載のとおりであります。利区分は、所有権移転の売買となります。転用目的は、宅地で自己用住宅1棟の建築となります。

住宅は、木造2階建てで建築面積は114.27㎡で、敷地面積に占める建物の割合が52%となり基準である20%以上をクリアしております。

農地区分は、第2種農地ではありますが、代替地の検討もされており、やむを得ないものと認められます。

事業費は、総額〇〇〇〇万円で、全額銀行からの融資となります。周辺農地への対策として、汚水は、合併浄化槽を設置し、雨水は敷地内で浸透処理するため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、千葉委員・新堂委員・川嶋委員・赤沼推進委員により、完了しております。以上であります。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〇〇委員               3条申請との道路の問題は大丈夫か。

事務局                3条の畑と宅地と分けられているため分筆上は問題ない。  
                          接道もされているため特に問題はない。

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり決定し、委員会の意見を付して青森県知事に送付いたします。

議 長                   次に議案第4号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局                それでは15ページをお開きください。



議案第4号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第4号資料でご確認ください。今回の件数は32件です。

番号1谷地頭4丁目の畑1筆、所有者は記載のとおり。面積1,836㎡です。所在は東北ファームより西に約1kmに位置しており、山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号2から4字庭構の畑3筆、所有者は記載のとおり。面積合計3,521㎡です。所在は六川目団体活動センターより西に約1.2kmに位置しており、山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号5から8字庭構の田4筆、所有者は記載のとおり。面積合計5,372㎡です。所在は六川目福泉寺北側に位置しており、山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号9字庭構の田1筆、所有者は記載のとおり。面積2036㎡です。所在は北三沢の第二ポンプ場より北西に約500mに位置しており山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号10から12庭構の田3筆。所有者は記載のとおり。面積合計1,448㎡です。所在は、六川目福泉寺より西に約1.2kmに位置しており山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号13から21字戸崎の田3筆、畑6筆。所有者は記載のとおり。面積合計21,220㎡です。所在は、三沢市清掃センターより北東に約1km圏内に点在しており、山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号22から32字猫又の田11筆。所有者は記載のとおり。面積合計28,298㎡です。所在は市役所から約2.5km西に位置しており、以前より非農地判定を行っている猫又の北側、一帯はそれぞれ山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。現地確認についてはいずれも千葉委員、新堂委員、川嶋委員、赤沼推進委員同行のもと完了しております。以上32筆、面積合計63,731㎡につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

事務局                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

                          《全議案終了》

議 長                   以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第815総会を閉会いたします。  
                          皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 2 番 佐々木 和枝

議事録署名者 9 番 浪岡 篤志